

# 移動支援事業（グループ型）の実施について

北九州市ではこの度、移動支援事業において、1人のガイドヘルパーが1人の利用者を支援する「個別型」に加え、一定の要件のもとで安全の確保を図りながら、1人のガイドヘルパーが複数の利用者を支援する「グループ型」を実施します。

※移動支援事業としての対象者の要件（重度の障害者）や対象となる外出（社会生活上必要不可欠な外出等）については今までと変わりませんので、ご注意ください。

**【要件】** ※グループ型の始点から終点まで連続して、下記要件を満たす必要があります。

## ①グループ型の派遣となるガイドヘルパーに、利用者全員に対する個別型での派遣経験が必要

複数の利用者を支援するためには、個々の障害特性の把握が必要であるため、グループ型の派遣となるガイドヘルパーに、利用者全員に対する個別型での派遣の経験が必要です。

## ②ガイドヘルパー1人当たりが対応できる利用者の人数は「3人未満」

ガイドヘルパー1人で対応できる人数には限界があります。安全に利用できるよう、ガイドヘルパー1人当たりが対応できる利用者の人数は「3人未満」とします。

## ③ガイドヘルパー2人からの派遣

利用者の体調不良や事故など、1人の利用者に専念しなければならない緊急時に、ガイドヘルパー1人では他の利用者への対応ができなくなる恐れがありますので、ガイドヘルパー2人からの派遣とします。

### 【留意事項】

- ★平成29年4月1日からの実施となります。
- ★利用方法として「個別型」と「グループ型」があるだけであって、別途グループ型の支給決定はありません。既存の支給決定の中で利用できます。
- ★ガイドヘルパー間の連携や責任の所在の明確化等から、報酬の対象となる同一のグループに対しては、同じ事業者からガイドヘルパーを派遣することとします。
- ★グループ型の派遣には安全の確保が重要です。「利用者の障害特性や心身等の状況」、「派遣されるガイドヘルパーの技能」、「ガイドヘルパー1人当たりの利用者の数」、「目的地」等から、事業者が安全な外出ができると判断する場合に限り実施します。従って、必ずグループ型の派遣が実施できる訳ではありません。
- ★今回の整理は移動支援事業に係るものであって、他の移動サービスに係るものではありませんので、ご注意ください。

### 【お問い合わせ先】

各区役所高齢者・障害者相談コーナー 又は 保健福祉局障害福祉企画課（582-2453）

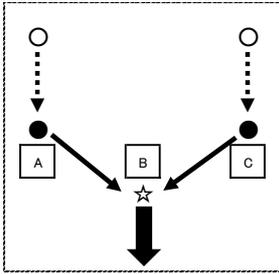
（裏面へ）

<グループ型の一例 ※利用者が別々の場所にいる場合>

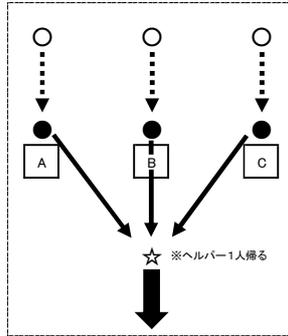
○ ガイドヘルパー □ 利用者 → 個別型 ➡ グループ型 ● 個別型の始点 ☆ グループ型の始点

(1)ヘルパー2人と利用者3人の場合

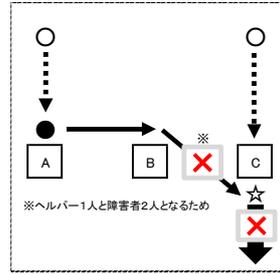
認められる例①



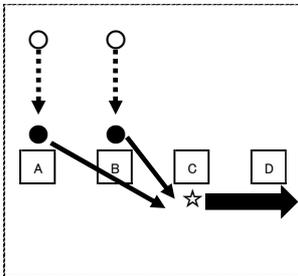
認められる例②



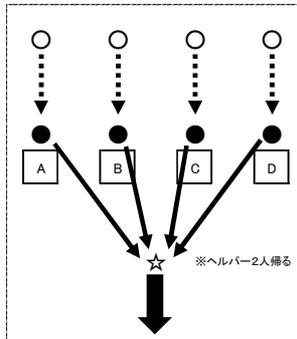
認められない例



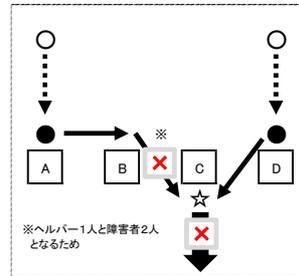
認められる例①



認められる例②

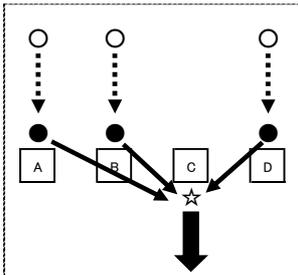


認められない例

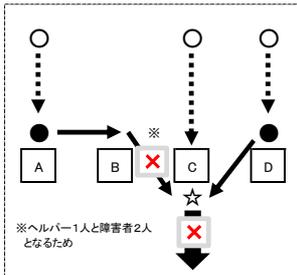


(3)ヘルパー3人と利用者4人の場合

認められる例

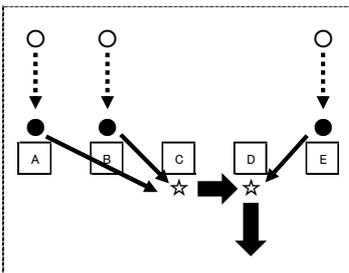


認められない例



(4)ヘルパー3人と利用者5人の場合

認められる例



認められない例

